別記第4号様式(第50条関係)

気象業務法施行規則第50条の報告書

年　　月　　日現在　　(会社名)

<table>
<tr><td rowspan="2">船　　名</td><td></td><td rowspan="10">※
用　　途</td><td rowspan="10">1. タンカー
2. 液化ガスばら積み船
3. その他ばら積み船
4. コンテナ船
5. ロールオンロールオフ船
6. その他貨物船
7. トロール漁船
8. その他漁船
9. フェリー
10. その他旅客船
11. 調査船
12. その他(用途を記載する。)</td></tr>
<tr><td>(ローマ字)</td></tr>
<tr><td>呼　出　符　号</td><td></td></tr>
<tr><td>総　ト　ン　数</td><td>ト　　ン</td></tr>
<tr><td>船　舶　の　長　さ</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td>船　舶　の　幅</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td>乾　　げ　　ん</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td>航　　路</td><td></td></tr>
<tr><td>※
航　行　区　域</td><td>1. 遠洋区域
2. 近海区域</td></tr>
<tr><td>※
国　際　航　海</td><td>1. 従事する。
2. 従事しない。</td></tr>
<tr><td>※
気　　圧　　計</td><td>1. アネロイド型指示気圧計
2. アネロイド型自記気圧計
イ、7日用のもの
ロ、1日用のもの
3. 電気式気圧計</td><td rowspan="3">※
その他の気象測器</td><td rowspan="3">1. 最高温度計
2. 最低温度計
3. 電気式自記温度計(海面水温測定用)
4. 手持式風杯型風速計
5. 風杯型風速計
6. 風車型風速計
7. 風向計
8. その他(測器名を記載する。)</td></tr>
<tr><td>※
温　　度　　計</td><td>1. 水銀温度計
2. 電気式温度計
3. アルコール温度計</td></tr>
<tr><td>※
気温を測定する場合の温度計の使用状況</td><td rowspan="3">1. 百葉箱(通風装置あり)による。
2. 百葉箱(通風装置なし)による。
3. 振り回すことによる。
4. 回転装置による。
5. 携帯用通風型乾湿計の通風筒による。</td></tr>
<tr><td>気圧計の高さ</td><td>満載喫水線からの高さ
メートル</td></tr>
<tr><td>風速計の高さ</td><td>満載喫水線からの高さ
メートル</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>※
湿　　度　　計</td><td>1．毛髪製湿度計
2．乾湿式湿度計
3．露点式湿度計
4．電気式湿度計</td><td>温度計(海面水温)の深さ</td><td>満載喫水線からの深さ

メートル</td></tr>
<tr><td>※
露点温度を算出する場合の湿度計の使用状況</td><td>1．百葉箱(通風装置あり)による。
2．百葉箱(通風装置なし)による。
3．振り回すことによる。
4．回転装置による。
5．携帯用通風型乾湿計の通風筒による。</td><td rowspan="2">※
通　信　設　備</td><td rowspan="2">1．無線電話
2．狭帯域直接印刷電信
3．インマルサットC型通信設備
4．その他インマルサット通信設備
5．アルゴス通信設備
6．環境衛星通信設備
7．その他(通信設備名を記載する。)</td></tr>
<tr><td>※
海面水温の測定方法</td><td>1．採水用バケツによる。
2．機関の冷却水による。
3．ベイトタンクによる。</td></tr>
<tr><td>※
国際観測通報船舶としての登録</td><td colspan="3">1．希望する。　　2．希望しない。
イ、甲種
ロ、乙種
ハ、丙種</td></tr>
</table>

注(1)　※印の欄は、該当する事項の番号を○で囲む。

(2)　温度計(海面水温)の深さの欄には、海面水温の測定方法が2．又は3．の場合に記入する。

(3)　国際観測通報船舶としての登録の欄において、甲種、乙種及び丙種は、それぞれ世界気象機関の技術規則に定める甲種、乙種及び丙種国際観測通報船舶の区分によるものとする。